

現場代理人の注意事項

平成30年4月18日

現場代理人の工事現場における常駐義務緩和措置（1人につき3現場まで）の適用期間につきましては、平成30年3月31日で終了しています。したがって、現在は、原則どおり現場代理人1人につき1現場となっておりますのでご注意ください。

なお、平成30年度の緩和措置の実施につきましては、入札結果の状況次第となります。緩和措置を行う場合は、入札情報ホームページでお知らせします。